



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2773 号 2015.12.16 発行

福岡) 西南学院大演劇部「伝えたい」知的障害者の劇 吉田真梨



朝日新聞 2015年12月16日
公演に向けて練習する宮地さん(右)と演出担当の瀬川さん(左から2人目)=福岡市早良区

西南学院大の演劇部(29人)が18、19の両日、冬の定期公演で知的障害者を取りまく現実を笑いあり、涙ありのストーリーで描き出した作品を上演する。知的障害について演じるのは初めてだが、部員たちは「演劇だからこそ伝えられることがある」と意気込む。演じるのは、俳優で脚本・演出家の宅間孝行さん作の「くちづけ」。80代の男性が長年ずっと面倒をみてきた知的障害のある家族を殺したという新聞記事が題材で、2013年に映画化もされた。知的障害者が暮らすグループホーム「ひまわり荘」が舞台。そこに、2人だけで支え合って生きてきた元人気漫画家の父と、知的障害がある娘の「マコ」がやってくる。入居者それぞれが事情を抱えながら、周囲に支えられ、にぎやかな日々を過ごす。しかし、経営の問題からひまわり荘を閉めることが決まる。父は病にかかり、マコを守るための決断をする――。

企業ロゴ 遊び心いいね 知的障害者がデザイン描く 東京新聞 2015年12月16日
トラストが以前から使用しているブランドのロゴ(上)と新しいロゴ

知的障害者がデザインしたロゴマークを使う企業が現れ始めた。まずは、格好良さや速さが売りの自動車部品製造販売会社が採用を決定。色鮮やかで、少しコミカルなデザインは従来の企業イメージの枠を広げる。仕掛け人のコンサルティング会社社長、鬼頭秀彰さんは「助けてあげるとか、かわいそうとかじゃなく、みなが楽しみながら彼らの能力を認めてほしい」と話す。(飯田孝幸)



鬼頭さんは二〇一一年から、知的障害者が書く文字を使って名刺を作る「キセキノメイシ」プロジェクトに取り組んでいる。

文字デザインを手がけるのは埼玉県川口市の障害児(者)支援団体「からふる」が月一回開催するアート活動に参加する中高生ら三十三人。

今夏、鬼頭さんが「彼らに企業のロゴを書いてもらったら、おもしろい作品が生まれるかも」と子どもらに呼びかけたら、期待を超える作品ができた。九月にあったロータリークラブのチャリティーオークションに、知的障害者に会社のロゴをデザインしてもらった権利を出品したところ、参加した約百社のうちコンサルティング会社など六社が応札した。

本来なら、最高額を入札した会社にだけ権利を売ればいいが、せっかくだからとすべて引き受けた。このうち、千葉県芝山町の自動車部品製造販売「トラスト」(池田勝社長)が

まず、海外展開などで使用するブランド「G R e d d y (グレッディ)」のロゴに採用を決めた。

以前から使用しているロゴは青い文字を斜体にしたデザイン。新しいロゴは赤青緑オレンジとカラフルな色づかいでコミカルな字体で、からふるのMASAさん(25)とAKIHIROさん(15)＝いずれもペンネーム＝が共同で作成した。

トラストは来年一月十五～十七日に千葉県の幕張メッセである自動車関係の展示会で新ロゴを広くアピールする。自動車関連雑貨への使用、参戦する自動車レースの車両やスポンサーになっているレーシングチーム「V i V a C Team TSUCHIYA (ビバック・チーム・ツチャ)」の車両へのロゴ添付も検討。チームがからふるの子どもたちをレースに招待する計画も進む。総務課の梅沢貢さんは「わが社のシンボルでもあるタービンをカタツムリなどでデザインしていただいた。かわいらしいイメージが完成してありがたい」と話す。

鬼頭さんは「いろいろな企業が、障害者週間(十二月三～九日)のある十二月だけ、ホームページのロゴを障害者がつくった作品に変えるといった使い方もできないだろうか」と夢を膨らます。

トラストのロゴのほか、子どもたちが遊び心で描いた企業ロゴは各社の許可を得たうえで、セルリアンタワー東急ホテル(東京都渋谷区)の一階ギャラリーで開催中の絵画展「Art of the Rough Diamonds(ダイヤモンドの原石)」会場で展示している。十八日まで。

障がいある人のアート 多様性学ぶ

新潟日報 2015年12月16日

『アート化』セミナーのチラシ

1月15～17日 新潟・中央区

障害のある人のアート活動などについて考える新潟市主催の「福祉をかえる『アート化』セミナー」が1月15～17日、新潟市中央区の県民会館で開かれる＝写真はチラシ＝。県内外の障害のある人による絵画や立体作品を展示する。

15日は午後3時から、出品した団体関係者によるギャラリートーク。16日午前10時から、障害者支援に携わる人が障害者アートの可能性や商品開発などについて語るセミナーを開く。

セミナーは要予約。定員80人(応募多数の場合は抽選)。無料。1月6日締め切り。

申し込みは市役所コールセンター、025(243)4894。問い合わせは市障がい福祉課、025(226)1237。



気になるお店—にこにこパン 作る人も食べる人も笑顔に 山陽新聞 2015年12月16日



障害者就労継続支援事業所として一般社団法人フィール(岡山市南区西市)が運営している。代表理事の石戸紀代美さんが経営していたパン店を、障害者が活躍できる舞台に、と2013年に衣替えした。店名には「作る人も食べる人も笑顔に」との思いを込めた。

市内に住む障害者15人が生地を練ったり、具材を載せるなどして職員4人と一緒に早朝から作った約50種類を並べる。

幅広い種類のパンを笑顔で紹介する石戸さん

一番人気はメロンパン(130円)。外側のさくさくとした食感と中のふんわりとした生地が自慢で、親子連れや会社員らに人気という。平

日に配達している岡山大（北区津島中）や山陽学園大（中区平井）の学生にはカスタードとホイップのクリーム2種類を加えたダブルクリームメロンパン（160円）が好評。

季節限定の商品もあり、10月からはビーフシチューパン（150円）などを並べ、今月は雪だるまの形をしたゆきだるまパン（160円）を追加した。現在は来春に出す商品を考案中で、「幅広くメニューをそろえているので誰でも親しめると思う。地域に愛される店を目指したい」と石戸さん。従業員の千房大輔さん（28）＝同市＝は「買いに来てくれる人がおいしいと言ってくれるのがうれしい。もっと多くの人に食べてほしい」と話している。営業時間は午前8時～午後6時半。日、月曜が定休。086—239—2539。



障害児者もお年寄りも 山間地でにぎわう共生型福祉施設



福祉新聞 2015年12月16日 福祉新聞編集部
かぼちゃがゆを囲んで話が弾んだ

障害児・者、お年寄りが通える共生型福祉施設「すろーらいふ」（宮城県気仙沼市）が11月12日、かぼちゃがゆの昼食会を開いた。今年4月、東日本大震災の津波被害のなかった八瀬（やっせ）地区にオープンし、人口減少地域の新しいスタイルとして注目されている。

施設の事業は介護保険の通所介護、障害者の通う生活介護、障害児の放課後等デイサービスの三つ。サービスの利用者でなくても、誰もが気軽にお茶飲みに通える「ほっこり感」がウリだ。

この日は専門業者による足裏マッサージの出張サービスもあり、20人ほどのお年寄りたちでにぎわった。

「施設ではなく拠点と呼びたい」と話すのは齊藤弘子所長。各サービスの登録人数は現在2人ずつで、事業としては不採算だ。

しかし、世帯数250、高齢化率が35%超の八瀬地区では、お年寄りのよりどころとして重宝されている。

「子どもたちの面倒をみてくれるおじいさん、おばあさんもいて助かる」と齊藤所長。近隣からは高齢者の一時的な宿泊、障害者の就労継続支援B型事業を望む声があるが、職員の確保は難しい。

現在実施している障害者の生活介護は、人員配置基準などを満たしていないが、市内に同様の事業所が少ないため、介護保険の通所介護の定員内で実施を認められた基準該当サービス（気仙沼市で初）という位置付けだ。

すろーらいふの外観



政府は特に山間地での人材確保難を踏まえ、こうした「共生型福祉施設」を広げる方針。一つの拠点が介護と障害それぞれの事業所指定を取得できない場合の基準該当サービスは、今後増えそうだ。

京都) クリスマスケーキづくり最盛期 朝日新聞 2015年12月16日

クリスマスケーキを仕上げる高校生ら＝綾部市川糸町

府立綾部高校由良川キャンパス（綾部市川糸町）で、3年生53人によるクリスマスケーキづくりが最盛期を迎えている。農業、園芸、農芸化学3科の実習の一環。一部のケーキは市内の福祉施設などに贈る。



15日は農芸化学科の24人が、焼き上げた直径18センチのスポンジケーキにバタークリームなどを塗り、お菓子の家やサンタクロースの人形などで飾り付け、箱詰めした。下地塗りを担当した尾上成宏さん（18）は「均一に薄く塗るのが難しかった。昔ながらのバタークリームの味を楽しんでほしい」と話していた。

1970年からほぼ毎年続く同キャンパス恒例の実習。今年は17日までに600個をつくり、うち35個を市内の高齢者、障害者福祉施設4カ所に贈る。一般へは18日に1個1400円で販売するが、すでに予約は締め切っている。

話題の「できたてポテトチップ」の菊水堂、県に寄付 障害者の支援に



埼玉新聞 2015年12月16日
上田清司知事（右）に「できたてポテトチップ」を紹介する岩井菊之社長＝15日、県庁知事室

障害者の農業への就労に取り組む県内NPOを支援しようと、「できたてポテトチップ」を生産販売する菊水堂（八潮市）の岩井菊之社長が15日、県庁を訪れ、県NPO基金に97万5千円を寄付した。上田清司知事から感謝状が贈られた。

岩井社長は「多くの人の援助のおかげで、今では生産が追い付かない状況。チャリティー商品として販売し、買い手の需要に応えるとともに、寄付することで地元還元したかった」。知事は「生産が追い付かないなんてすごい商品ですね。パッケージもシンプルでいい。早速（自分の）ブログに載せたい」と笑顔で話した。

同社は、八潮市の工場生産したばかりのポテトチップスを、通信販売で即日配送。今年3月にはテレビ番組「マツコの知らない世界」（TBS）で紹介され、人気急上昇したという。また今年9日には、大手インターネット検索エンジン・ヤフーの「Yahoo! 検索大賞2015お取り寄せ部門賞」にも選ばれ、話題になっている。

教育委員の「障害わかるように」発言で知事減給 読売新聞 2015年12月16日

茨城県教育委員だった長谷川智恵子氏が、県の会合で「妊娠初期に（障害の有無が）もっとわかるようにできないか。4か月以降になるとおろせない」などと発言し、その後辞職した問題を受け、任命権者である橋本知事は15日、県議会本会議に、自身の給与を10%減額し、計30%減とする条例案を提出し、可決された。

減額は来年1月から3か月間。知事は県財政を考慮し、既に給与を20%削減している。知事は本会議で「県政の責任者として給料を減額する措置を講じることにした」と述べた。

知事は過去にも、官製談合や自らの年金未加入・保険料未納問題などで、6回、自身の給与を一定期間減額している。県議会はこの条例案を含めた計68議案を可決し、閉会した。

発達障害6千人超の背景に検診充実 長野の公立小中学生 北沢祐生

朝日新聞 2015年12月16日

今年度の発達障害の小中学生が過去最多だった2014年度よりも688人多く、6352人に上っていることが長野県教育委員会の調査でわかった。全児童・生徒に占める割合は3.71%（14年度比0.45ポイント増）だった。高校生は804人、1.60%で14年度より137人（0.30ポイント）増加した。

調査は、8、9月に公立の各学校に調査用紙を配布して実施。医師の診断や臨床心理士、児童相談所など専門機関の判定を受けた数を計上した。

小中学校では、高機能自閉症やアスペルガー症候群などコミュニケーションが苦手な「広

汎（こうはん）性発達障害（PDD）」が最も多い3954人（14年度比398人増）。次いで、落ち着きがない「注意欠陥・多動性障害（ADHD）」が1885人（同121人増）、読み書きや計算など特定分野が困難な「学習障害（LD）」が358人（同44人増）だった。一方、高校では、PDDが445人（同58人増）、ADHDが200人（同29人増）、LDが74人（同21人増）だった。

発達障害は小中高ともに年々、増加している。県教委は、障害への理解が広がり、市町村の検診体制や医療機関が充実して早期の発見や療育の受け入れにつながっていることを背景に挙げている。県教委では、LD児らが特別な指導などを受けられる「通級指導教室」の増設、専門的な知識をもった教員による特別支援学級の巡回、教職員への研修といった取り組みを続けている。県教委特別支援教育課は「個別的な支援に加え、集団のなかでいかに支援していくかという観点も重要」としている。

異常な土下座要求にNO！ 「モンスターペアレント」の「とんでもクレーム」 弁護士産経新聞 2015年12月16日

保護者からのクレーム事例と具体的対処法

クレーム事例	対処法
「子供がいじめを受けた。加害者を出席停止にして精神鑑定もして」	出席停止措置は最後の手段であり校長の判断が重視される。精神鑑定を行う義務はない
「部活動で使う用具を教員が触って壊した。弁償しろ」 →壊れていなかったが校長が教員からカンパを募り弁償	壊れていない以上損害は発生しておらず、弁償に応じる義務はない。不当な金銭要求は断固拒否すべき
「担任が休むのは無責任。1日でも休んだら訴える」	現実的に不可能であり、教員にも有給休暇をとる権利があることや、休暇時のサポート体制について説明する

保護者からのクレーム事例と具体的対処法。近畿弁護士連合会がまとめたマニュアル本は、「モンスターペアレント」に対して有効な「武器」となるのか

いじめをした生徒をしかったら、保護者に「うちの子の心を傷つけた！」と土下座を強要された。いわゆる「モンスターペアレント」の存在は依然として、学校現場の脅威であり続けている。教師たちの悲鳴を受け、近畿弁護士会連合会が10月、実際のクレーム事例と具体的対処法を記したマニュアル本をまとめた。

た。88の実例を読めば「この親に育てられた子供は、どうなってしまうのか…」と思わず背筋が寒くなるだろう。日本の未来のために、先生たち、ひるむなかれ。

「運動会をやり直せ」

ケース1 《雨上がりのグラウンドで行われた小学校の運動会。複数のレースが行われたため地面にでこぼこができ、トップを走っていた児童Aが足を取られて転倒。納得いかないAの母親は「1位になれなかったのは整地を怠った学校の責任。運動会をやり直せ」と校長に要求した》

だれが考えても不合理な要求だが、怒り心頭で抗議する母親に対し、校長は2時間も3時間も謝り続けたという。

仮に児童が転んでけがをしたとすれば、理論的には国家賠償が命じられる可能性はある。ただ本件では児童Aにけがはなく、運動会をやり直す義務もない。本では校長の謝罪について「学校の過失を認めるような対応をするのは望ましくない」とした。

児童の胸ぐらつかむ親

ケース2 《児童Aにけがをさせられた児童Bの父親が来校し、Aや教員の胸ぐらをつかんで「Aと違うクラスにしろ」と要求した。学校が拒否すると「学校に行かせられない」と言って、Bは不登校になった》

マニュアル本によると、この事例でのポイントは大きく2つある。

- (1) 学校がクラス替えに応じる義務があるか

(2) Bの不登校にどう対処するか

そもそもクラス編成の権限は学校にあり、その裁量は相当広く認められているといわれる。どの児童をどのクラスに配置するかということは高度に教育的な判断であり、保護者が口を出す余地はほとんどないのだという。

今回のケースで、AはBに故意にけがをさせたわけではなく、悪意のないやり取りの中で起こったものだった。だから、AとBを別々のクラスにする法的義務はない。

Bの不登校に対しては「虐待」の観点から対処する必要がある。子供を登校させない行為は児童虐待防止法上のネグレクト（育児放棄）に該当する可能性があるのだ。Bの両親を説得しても聞き入れられないときは、児童相談所への通報も検討すべきだとマニュアル本は説く。

一方で、Bの父親がAの胸ぐらをつかんだ行為をめぐっては、学校にもう一段の注意を求めた。学校がAの安全に配慮する義務があることは言うまでもなく、父親の言動を踏まえれば、Aに会わせないようにすべきだった。

無理やり「辞めます」念書

《女子生徒を泣かせた男子生徒を反省させるため、教員が男子生徒を運動具倉庫に入れた。この対応が不適切だったとして教員は訓告処分を受けたが、収まりのつかない男子生徒の保護者が校長室で教員と対面し一方的に罵倒。「指導力がないので教員を辞めます」と無理やり念書を書かせ、それをコピーしてほかの保護者に配布しようとした》

本では、教員の意思に反する形で念書を書かせた行為は「強要罪」に、コピーしたものを配布すれば「名誉毀損（きそん）罪」にあたる可能性があること指摘。校長が取るべきだった対処法として（1）保護者の行為が犯罪になる可能性があること、念書は法的に無効であることを説明して制止する（2）従わない場合は校長室から退出してもらおうか、警察への通報も検討する一を挙げた。

保護者が子供を人質に！？

マニュアル本は近弁連が主体となって実施した、全国の小中高教員へのヒアリング調査に基づいて作成された。教員が保護者からのクレーム対応に苦慮し、時間的にも精神的にも、日常業務がままならない状態に陥っている、という現状が背景にある。

悩める学校側にとっては「のどから手が出るほどほしい」本だったのだろう。出版後1カ月で増刷するほど好評だ。

ただ、保護者との関係をすべて法律で割り切ってしまうことに、違和感を覚える教師もいるだろう。マニュアル本を現場でどう活用すればいいのか。

編集に携わった森谷長功（ながのり）弁護士（大阪弁護士会）は「教師はすべてを抱え込み過ぎている」と話す。学校や教師個人として必ず負わなければならない「法的義務」と、義務ではないが職務上やった方がいいという「任意」の部分。その線引きを、マニュアル本を読んでクリアにしてほしいと願っている。「『断ろうと思えば断れるが、任意で応じている』と思えば気持ちが楽になるし、不当な要求に対しては強い対応に出ることができる」

実際の現場では、教師が保護者の要求に屈して子供の目の前で土下座をするという異常事態も、決してレアケースではないという。だが、そうした教師の姿が子供の目にどう映り、どんな悪影響を及ぼすかは明白だ。マニュアル本の目的のひとつは、不当要求には毅然とNOを突きつけ、教育現場を守ること。それは子供の学習権を守ることに直結する。ヒアリング調査の中では「子供が保護者に人質に取られている」と訴える教師が少なからずいた。自分の要求が通るまで子供を学校に行かせないというケース2のような事例が、近年増えているという。森谷弁護士は「子供もある意味、犠牲者だ」と嘆き、「現在の日本を築いたもの、そして国の未来を支えるのは教育。教育現場の救済が必要だ」と力を込めた。

もろ刃の剣

“とんでもクレーム”に頭を抱える教師たちにとっては光明といえる今回のマニュアル

本。だが、法律の知識を教育現場を守る「盾」としてでなく、保護者を攻撃する「武器」として使ってしまうと逆にトラブルが増大すると危惧（きぐ）する声もある。

こんな例が分かりやすい。

《子供が同級生と教室内でトラブルになった。その際の担任の対応に不満があり、直接学校に行って担任や教頭に説明を求めた。現在午後8時過ぎ。話し合いが始まって2時間がたとうとしている》

学校側としてはどんな対応が考えられるだろうか。

対応(1)「お母さんのおっしゃってることや、お気持ちは分かりました。でも、もう遅いですし、また明日か明後日に時間をとりますので、今日のところはお引き取り願えますか」

対応(2)「これ以上応じる法的義務はありません。お引き取りください」

自分は子供のために納得のいく説明を聞きたかっただけだ。「法的義務はない」という出方をされればどう思うだろう。

学校と保護者とのトラブルを研究している大阪大大学院の小野田正利教授（教育制度学）は「大切なのは言い方だ」と強調する。

小野田教授は「モンスターペアレント」という言葉には反対の立場。「教師が保護者を『モンスター』と決めつけて対応すれば、それは必ず相手に伝わる」と警告する。

ただ、子供の問題に向き合うことを使命と考え、「度を越えた要求」の見極めが付かない教師が多いのも事実。小野田教授は「法的義務を知識として知るのはいいが、最前線の教師がそれを応用するのは危険。マニュアル本は教育委員会の法規担当や学校長などが読んで備えておくべきものだろう」とした。

マニュアル本は「事例解説 教育対象暴力～教育現場でのクレーム対応～」(ぎょうせい)。価格は3200円(税抜き)。

人口減少を支える 新しい社会保障を 社人研がセミナー

農業協同組合新聞 2015年12月16日

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)は12月15日、東京都文京区の東京大学で厚生政策セミナーを開き、人口の減少と社会保障の在り方について講演とパネル討論を行った。総体として日本の人口減少は大きい、都市・農村によってその進行状況には違いがあり、それに沿ったさまざまな対処方法を探った。



地域人口の減少による影響で意見交換する社人研のセミナー

基調講演で社人研の森田朗所長は、日本の人口の構成の変化を、戦後期を「人口ボーナス」(人口構成の変化が経済にプラスに作用)としラッキーな時としてとらえ、今はマイナスに作用する「人口オーナス」の状態にあると分析。

また、日本人口の歴史的推移をみると、19世紀末から今日までが異常な時期であり、今後急激に減少し、22世紀には元の推移に戻ると指摘し、「それにあわせて発想を切り変え、社会・経済の在り方を模索するべきだ」と話した。

地方の人口減少に対する地域の在り方としては、「元気な高齢者が生涯を過ごす拠点をどうつくるか。全国レベルで人口配置を考える中で、きめ細かい計画が必要だ」と指摘した。

現地報告として、島根県中山間地域研センターの藤山浩・研究統括監は、島根県の市町村の取り組みから、地方創生の「処方箋」を紹介した。同氏は島根県の中山間地域227エリア(小学校区・公民館区)、平均規模1370人、504世帯をもとにカルテを作成。その結果、33.4%で4歳以下の子どもが増加し、維持を含めると4割強だった。

それも、29歳以下の人の増減は、最寄りの市役所や役場までの距離と関係なかった。このことから同氏は、最近の「田園回帰」は、単に農村ではなく、「田舎の田舎」へ定住を望

む人が増えていると指摘し、暮らしに関する価値観の変化をその背景に挙げる。

こうした実態を分析し、「人口の 1%を取り戻すことで、地域を維持できる」と指摘。そのための

シミュレーションシステムを開発した。必要なデータを打ち込むと、エリアに必要な年齢層と数が算出できる「処方箋」だ。

地方における急激な人口減少は、高齢者福祉の在り方をも問いかける。明治大学の園田眞理子教授は、高い高齢率と介護保険総給付費の大きい奈良県十津川村が、介護保険総給付費の 3 割を村外のサービス利用に支出していることに対して、「この支出を村内に留める仕組みが必要」と指摘する。

その上で、半径 3~5km の日常生活圏内で小規模多機能型居宅介護拠点を多くつくることを提案。つまり施設入所ではなく、身近な地域での持続的な暮らしを保障することが大事だという。

セミナーではこのほか、同研究所の小池司朗・人口構造研究部室長、川越雅弘・社会保障基礎理論研究部長が、地域人口研究の方向、市町村の地域マネジメントの在り方で報告。米国カンサス州立大学のラースロー・クルチャー教授が米国、ヨーロッパ、日本の人口減少を比較・分析した。

なお、このセミナーは社人研が毎年、テーマを定めて開いているもので、今回で 20 回目。

介護教材に 230 カ所超誤記載 厚労省OB理事長の法人 共同通信 2015 年 12 月 16 日

厚生労働省OBが理事長を務める一般財団法人「長寿社会開発センター」（東京）が 4 月に刊行した「介護職員初任者研修テキスト」第 2 版に、少なくとも 234 カ所の誤記載があることが 16 日までに分かった。外部からの指摘もあり、介護に影響を与えかねない誤りなど約 50 カ所については、10 月に正誤表を作成し配布している。

テキストはヘルパー 2 級に代わってできた「介護職員初任者」の資格を取るためのもの。介助の手順を説明する際に半身まひの左右を逆にしたり、誤えん防止に関するイラストを間違えたりしていた。専門家は「小さいミスが多いが、中には深刻な誤りがある」と指摘する。

大学教授や専門家らが執筆者となり 2013 年にテキストを出版。改正介護保険法の今年 4 月の施行に合わせて第 2 版（約 1300 ページ）を作成し、6995 円で約 8 千部販売した。

同法人出版管理部の高田俊道部長は「制度改正に合わせ急いで作業してしまった。申し訳ない。見直しを進める」と話し、修正版を 16 年 1 月にも発行すると説明した。

同法人は、4 月以降に刊行した「介護福祉士養成実務者研修テキスト」と「介護支援専門員基本テキスト」でも、それぞれ約 80 カ所と約 30 カ所の正誤表を出している。これ以外にも誤っている可能性があり今後確認するという。

資格取得のための講習を実施する研修事業者は「大丈夫という安心感があった。実際に介護に当たっている人も読んでいて影響は大きい」と話した。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行